

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	二重橋法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年6月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ドラゴン キャピタル リミテッド (Dragon Capital Limited)
住所又は本店所在地	香港、ワンチャイ、ハーバーロード1、コンベンションプラザ、オフィスタワー2701号室 (Room 2701 Office Tower, Convention Plaza, 1 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 二重橋法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年5月26日
訂正箇所	表紙の提出事由の記載に不備がありましたので、これを訂正いたします。

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

保有する株券等の内訳の変更
株券等保有割合が1%以上減少したこと

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと